

医療的ケアを必要とする利用者の皆さんへ 必要な手続きについてのご案内

(本案内は、市民の皆様に、本制度をご説明する際の参考資料として、札幌市が作成したものです。)

概要

国の制度改正により、令和3年4月～障害福祉サービス等の一部のサービスにおいて、

- ① 「医療的ケアを必要とする方」を対象とした、新たな報酬区分が創設されました。
- ② 「医療的ケアを必要とする方」を対象とした、対象者要件の拡大が行われました。

これに伴い、医師に、「判定スコア（※1）」の判定依頼が必要な場合（※2）がございますので、医療機関を受診の上、主治医に「判定スコア」の判定をご依頼いただきますようお願いいたします。

※1 医療行為の該当有無についての評価及び医療的ケアを実施するまでのリスクについての評価を点数化したもの。

※2 判定スコアの判定依頼の必要有無について、①の場合は、ご利用中（又はご利用予定）の事業所に、②の場合は、お住いの区の保健福祉課にご確認ください。

①新たな報酬区分が創設されたサービス

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 短期入所

②対象者要件が拡大されたサービス

- 短期入所（医療型）
- 療養介護

判定スコアの提出の一般的な流れ

Step.1 提出依頼

- ・事業所より、医療的ケアを必要とする方に対し、判定スコア表の提出についてご案内

Step.2 記載依頼

- ・医療的ケアを必要とする方から、主治医に、判定スコアの判定を依頼

Step.3 医師の 判定

- ・主治医は、判定スコアの点数を算出

Step.4 事業所 へ提出

- ・医療的ケアを必要とする方から、事業所に判定スコア表を提出

Step.5 各区へ 提出

- ・事業所は、区保健福祉課に判定スコア表及び申出書を提出

Step.6 対象者 の認定

- ・区保健福祉課において、医療的ケアを必要とする者として、対象者認定を実施

Step.1 提出依頼

- ・区保健福祉課の窓口等で、申請者（保護者）に対し、判定スコアによっては、対象者要件に該当する場合があることをご案内

Step.2 記載依頼

- ・申請者（保護者）から、主治医に、判定スコアの判定を依頼

Step.3 医師の 判定

- ・主治医は、判定スコアの点数を算出

Step.4 各区へ 提出

- ・申請者（保護者）は、各区保健福祉課に、判定スコア表を提出

Step.5 支給決定

- ・区保健福祉課は、判定スコアを確認し、対象者要件に該当する場合は支給決定

注意事項

- 判定スコア表の作成にあたり、診断書料がかかる場合があります。
- 障害福祉サービス等の利用に係る利用者負担について、生活保護・非課税世帯の方は、これまでどおりご負担はありません。課税世帯の方は、利用者負担が増加する場合がございます。詳細はご利用中の事業所にご確認ください。
- 障害福祉サービス等の支給決定期間の更新時に、再度、判定スコアの提出が必要な場合があります。提出が必要な場合は、お住いの区の保健福祉課又はご利用中の事業所からご案内があります。
- 本制度に関して、ご不明な点は、〇区役所保健福祉課までお問い合わせください。 電話：〇〇〇-〇〇〇〇